**平成２５年（フ）第６９４号**
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地85セジュール新原105号
債務者　安松ちとせ
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７２１号**
福岡県古賀市中央４丁目11番10号
債務者　松元　葉子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７４５号**
福岡市早良区梅林７丁目36番21号
債務者　小山　憲也
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７４６号**
福岡市早良区梅林７丁目36番21号
債務者　小山喜代子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７７３号**
福岡市西区今宿東３丁目18番20号
債務者　藤村　和雄
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７８５号**
福岡県春日市弥生６丁目１番地５―502号
債務者　山本　吉康（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第７８６号**
福岡県春日市弥生６丁目１番地５―502号
債務者　山本　和代
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８０２号**
福岡市博多区中洲５丁目１番19―703号
債務者　森　　麻美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１７号**
福岡県春日市須玖南３丁目76番地
債務者　橋本　栄雅
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８２４号**
福岡市東区箱崎７丁目20番12―1003号
債務者　西村　春子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８３５号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2960番地１竹元ビル108号
債務者　山近ゆう子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８３９号**
福岡県糟屋郡志免町片峰２丁目２番５号サン・ハイム片峰203号
債務者　横市　勝美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８４６号**
福岡県筑紫野市針摺東１丁目３番11号
債務者　樋渡　則子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８５１号**
福岡市早良区野芥４丁目45番28―704号
債務者　浜　　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８６２号**
福岡県糟屋郡宇美町明神坂３丁目17番１号
債務者　錦戸　聖二
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８７２号**
福岡市中央区高砂２丁目15番22―106号
債務者　土岐　昌直
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８８３号**
福岡市城南区別府３丁目４番28―302号
債務者　田中　　涼
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部